

官民人材交流センター職員の法令等の遵守に関する規程

平成 20 年 12 月 31 日
内閣府官民人材交流センター長決定
平成 26 年 6 月 24 日 一部改正
平成 27 年 10 月 1 日 一部改正
平成 30 年 12 月 12 日 一部改正

1 総則

(目的)

第1条 この規程は、官民人材交流センター（以下「センター」という。）に所属する職員の法令等の遵守について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 法令等 法令、内閣府本府で定める訓令等及びセンターで定める諸規程をいう。
- 二 再就職支援 センターが行う、職員及び一般定年等隊員（以下「職員等」という。）の離職に際しての離職後の就職の援助であって、再就職支援の対象先となる営利企業又は営利企業以外の法人に対して、当該企業又は当該法人の地位に就かせることを目的として、（i）個人が特定可能な形で職員等に関する情報を提供し、（ii）職員等を当該地位に就かせるために必要な情報の提供を依頼し、又は、（iii）当該地位に就かせることを要求若しくは依頼することをいう（ただし、第5条から第9条においては、「組織の改廃等による分限予定者を対象とした再就職支援業務運営要領」（平成20年12月31日内閣府官民人材交流センター長決定）に基づき組織の改廃等による分限予定者を対象として行うもの（2（2）において「分限予定者への支援」という。）に限る。）。
- 三 センター職員 センターに所属する職員をいう。
- 四 支援対象者 センターが再就職支援を行う職員等をいう。
- 五 再就職支援担当 支援対象者の再就職支援を行う主任調整官及び調整官をいう。
- 六 府省 会計検査院、内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、内閣府に置かれる委員会若しくは庁、警察庁及び都道府県警察、各省又は行政執行法人をいう。
- 七 出身府省 再就職支援担当又は支援対象者を採用した府省（総務課長がその者の経歴等を踏まえて採用時の府省に準ずるものとして指定した府省を含む。以下同じ。）をいう。

2 センター職員の遵守すべきルール

(1) 共通ルール

(基本原則)

第3条 センター職員は、中立・公正・透明にかつ職員の能力・適性を踏まえた再就職支援を行うというセンターの設立目的の達成を図るため、法令等を遵守し、誠実に職務を遂行しなければならない。

(個人情報の扱い)

第4条 センター職員は、個人情報保護法及び内閣府本府の保有する個人情報管理規程（平成17年3月17日内閣府訓令第3号）の規定に従い、適正に個人情報を取り扱わなければならない。

(2) 分限予定者への支援に当たり遵守すべきルール

(主任調整官の選任)

第5条 総務課長又は総務課長が指定したセンター職員（以下「総務課長等」という。）は、各府省の人事担当者又は職員等からの再就職支援についての依頼を受け付けた場合において、当該依頼に係る支援対象者を担当する主任調整官を選任する。この場合において総務課長等は、支援対象者の出身府省と同じ出身府省の主任調整官を選任してはならない。

(調整官の選任)

第6条 前条の規定により支援対象者の担当者として選任された主任調整官は、当該支援対象者を担当する調整官を選任する。この場合において、当該主任調整官は、支援対象者の出身府省と同じ出身府省の調整官を選任してはならない。

(担当の再選任)

第7条 総務課長は、前二条の規定により支援対象者の担当が選任された後に、支援対象者の出身府省と再就職支援担当の出身府省が同一であったことが判明した場合には、速やかに新たな再就職支援担当の選任を行い、又は主任調整官に新たな再就職支援担当の選任を行うよう指示をする。

(再就職に係る依頼等の禁止)

第8条 センター職員は、再就職支援担当に対して、自らと同じ出身府省の支援対象者の再就職支援についての指示、依頼又は示唆を行ってはならない。

2 再就職支援担当は、自らが担当する支援対象者と同じ出身府省のセンター職員に対して、当該支援対象者の再就職支援について指示又は示唆を求めてはならない。

3 センター職員は、自らと出身府省が同じ支援対象者の再就職支援担当に代わって当該支援対象者の再就職支援を行ってはならない。

(副センター長、審議官又は総務課長への報告等の制限)

第9条 センター職員は、副センター長、審議官又は総務課長と同じ出身府省の支援対象者の再就職支援の実施に際し、それぞれ副センター長、審議官又は総務課長に対して報告し又は指示若しくは判断（別に定める官民人材交流センター決裁規程

(以下「決裁規程」という。)に基づく決裁を含む。)を求めてはならない。

- 2 副センター長と同じ出身府省の支援対象者の再就職支援の実施に関する事項については、副センター長の決裁を経ずにセンター長に決裁を求めるものとする。この場合において、決裁規程の規定により、副センター長に専決委任がされている事項は、センター長の決裁事項とする。
- 3 審議官と同じ出身府省の支援対象者の再就職支援の実施に関する事項については、審議官の決裁を経ずに副センター長に決裁を求めるものとする。この場合において、決裁規程の規定により、審議官に専決委任がされている事項は、副センター長の専決事項とする。
- 4 総務課長と同じ出身府省の支援対象者の再就職支援に関する事項については、決裁規程の規定にかかわらず、総務課長の決裁は必要としない。

3 法令等遵守情報の収集及び調査

(情報受付窓口の設置場所)

第10条 センター職員の法令等遵守(再就職支援に関するものに限る。)に係る情報(以下「法令等遵守情報」という。)の受付窓口は、センター内にある法令等遵守担当室及びセンターとは別の独立した場所に設置する。

(通報の手段)

- 第11条 法令等遵守情報の提供手段は、書面、電子メールによるものとし、電話による受付を求めてきた場合は、書面で提出するよう依頼する。
- 2 情報の提供に際しては氏名及び住所の記載を求め、これにより本人からの提供であることを確認できたものを対象とする。ただし、匿名による情報通報であっても、法令等遵守担当室長が、検討の必要があると判断した場合は、この限りではない。

(調査)

- 第12条 法令等遵守担当室職員は、法令等遵守情報の提供を受け、必要と認める場合には、調査を行う。
- 2 センター職員は、前項の法令等遵守担当室の調査に対して協力しなければならない。

(センター長等への報告)

第13条 法令等遵守担当室長は、提供された法令等遵守情報について必要と判断する場合には、審議官若しくは副センター長又は直接センター長に報告することができる。

(不利益な取り扱いの禁止)

第14条 センター職員は、情報提供を行った者に対して、情報提供を理由に、一切の不利益な取り扱いを行ってはならない。

(守秘義務及び利益相反関係の排除)

第15条 センター職員で法令等遵守情報の受付、調査等に関与した者は、その法令等遵守情報の秘密を漏らしてはならない。

2 法令等遵守担当室の職員は、法令等遵守情報の内容が自らに関係するものである場合は、その処理に関与することができない。

(手続)

第16条 情報の受付手続、書式等については、副センター長が別に定める。